

有料老人ホーム設置に係る事前協議

千葉県健康福祉部高齢者福祉課

県高齢者福祉課	設置予定者	市町村福祉担当課	備 考
	<事業計画の立案> (介護保険事業計画・土地規制等の確認) ⇨⇨⇨ 設置予定市町村の担当部署に確認(介護付は必ず!) (指針の内容確認と図面の検討協議) (県指針を遵守した基本プラン設計)		
	↓ →→→→→→→→→→→	福祉施策・都市計画等の観点から の市町村との事前協議 ↓ 市町村長の意見書発行	調整区域内の立地に関する開発行為 下協議(事前審査等)を同時並行で。 ・ 建蔽率・容積率 ・ 接道条件・協力病院等 ・ 土地建物の保有形態(借地借家要件) ・ 指針に対する適合性 等
設置運営指導指針に対する適合性			
	↓		
	事前協議申出書に基づく県との協議 ↓ 事前協議結果通知書の発行		
	↓ →→→→→	適合物件 建築確認申請 (既存建物の活用の場合は、用途変更手続き)	<地元消防の指導等> <県土木・市町村担当課>
	↓		
	不適物件 老人福祉法第29条 第1項に基づく届出 ↓ ↓	(確認後速やかに) 着 工 竣 工 建築主事検査(検査済証の発行)	特定施設の指定申請(有料老人ホーム指針に 適合したものに限り)は事業開始予定日の前月 15日までに県高齢者福祉課介護事業者指導班 へ申請書を提出すること。
指針への適合を指導し、再度協議。			
(開始後速やかに事業開始届)	事 業 開 始 (特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 事 業 の 開 始)		